

8月号 税法ポイント攻略 Navi 相続税法

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算

（単位：円）

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
宅 地 F			
家 屋 F			
宅 地 G			
宅 地 H			
家 屋 H			
宅 地 J			
ゴルフ会員権			
普通預金			
生命保険契約 に関する権利			
未払給与			

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないP社株式）の価額の計算

イ 評価方法の判定

ロ 純資産価額の計算

(イ) 資産の部

(単位：円)

科 目	帳簿価額	相続税評価額	計 算 過 程
合 計			

(ロ) 負債の部

(単位：円)

科 目	帳簿価額	相続税評価額	計 算 過 程
合 計			

(ハ) 1株当たりの純資産価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程

退職手当金等			
結婚・子育て 資金の管理残額			

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

特例適用対象財産	取得者	課税価格から減額される金額

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	計 算 過 程	金 額

--	--	--	--

(6) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）価額の計算 (単位：円)

贈与年分	受贈者	計算過程	加算される贈与財産価額

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算 (単位：円)

贈与年分	受贈者	計算過程	加算される贈与財産価額

(8) 各相続人等の課税価格の計算 (単位：円)

相続人等 区分						計
相続または遺贈による取得財産						
みなし取得財産						
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産						
債務及び葬式費用						
生前贈与加算 (暦年課税分)						
課税価格 (1,000円未満切捨て)						

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産総額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
合計 人	1		(100 円未満切捨て) 円

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等							計
区分							
算 出 税 額							
加算又は減算	相続税の 2 割加算額						
	贈与税額控除額 (暦年課税分)						
	配偶者の税額軽減額						
	未成年者控除額						
	障害者控除額						
差 引 税 額							
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)							
納 付 税 額 (100 円未満切捨て)							

(3) 相続税額の 2 割加算及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	計 算 過 程	贈与税額